

新制度幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の入園前にお手続きください

# 幼児教育・保育の無償化には認定手続きが必要です。

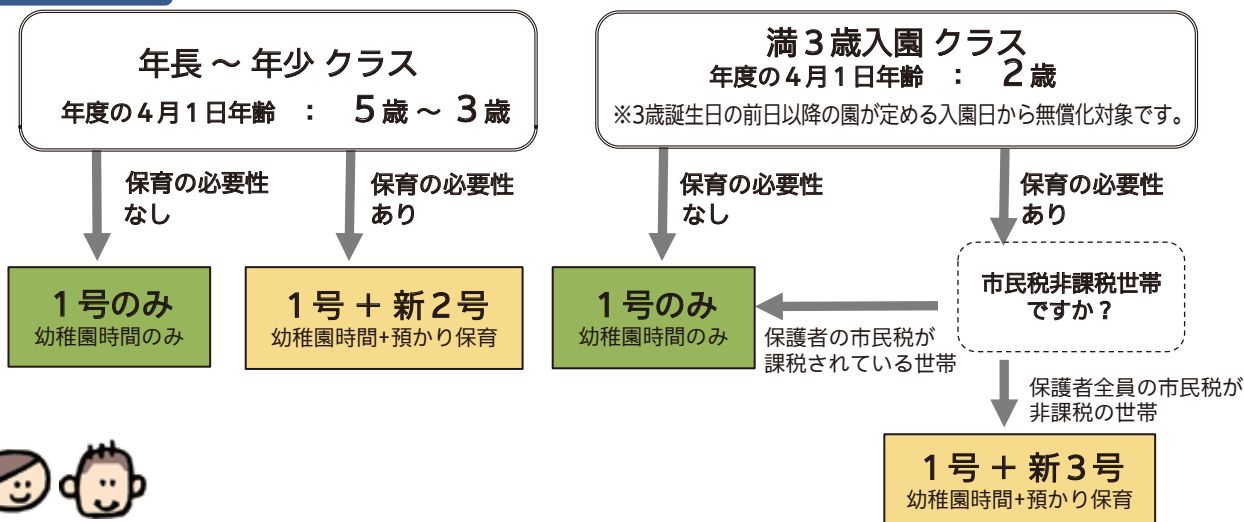


## 1 認定区分

認定区分	1号	新2号・新3号
無償化の対象経費	月額保育料	預かり保育料
該当園児	<ul style="list-style-type: none"> <li>満3歳以上の園児（通常、13時30分前後に終了する幼稚園時間を利用する園児）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育の必要性のある世帯の3歳以上（年少クラス以上）の園児</li> <li>保育の必要性のある 市民税非課税世帯の満3歳入園児</li> </ul>
申請書	教育・保育給付認定申請書（1号用）	施設等利用給付認定申請書（新2号・新3号用）

◆預かり保育料の月上限額 1日450円×利用日数（上限 新2号11,300円 新3号16,300円）  
 預かり保育料が月上限額を超える場合の差額は保護者負担です。  
 給食費や教材費、行事代、アルバム代、PTA会費などは無償化の対象外のため、保護者負担です。

### フローチャート



### 保育の必要性の要件

園児と住民票上同居する父母の両方が、次のいずれかの理由に該当していることが「保育の必要性の認定」要件です。

保育を必要とする理由	要件	認定期間（有効期間）
就労（会社勤務、育休、自営業等）	月52時間以上の就労をする保護者（パートやアルバイト等も可） ※新規入園児の保護者が育休中の場合は、翌月15日までに復帰する月から新2号・新3号の申請が可能です。	就労の期間 ※雇用期間の定めがある場合は、その翌月まで ※育休の場合は、原則として出生した子が1歳になる月末まで
妊娠・出産	妊娠・出産する母	出産予定日の8週前の月初日から 出産後8週後の月末まで
求職活動	求職活動を行う保護者	3か月間（認定期間終了前に就労への変更手続きがあれば、就労の認定へ変更可）
同居親族の介護・看護	同居親族の介護・看護を要する保護者（別居者の介護・看護は対象外）	介護・看護を要する期間
保護者の疾病・障がい	疾病・障がいの保護者	病状等により保育を必要とする期間
就学	学校教育法に規定する学校又は職業訓練に就学する保護者	卒業（修了）予定日の属する月の末日までの期間

## 2

# 申請に必要な書類

### 1号 のみの場合 幼稚園時間のみ

教育・保育給付認定申請書  
(1号用)

水色の用紙

### 提出書類

◎追加で提出書類を求める場合があります。

- 保護者の本人確認書類の写し (運転免許証のコピーなど)
- 保護者のマイナンバー確認書類の写し (通知カードのコピーなど)  
※本人確認書類、マイナンバー書類は、申請書保護者欄の保護者分が必要です。
- ひとり親世帯の場合 **戸籍謄本** (児童が記載されたもの)

### 記入例

#### 教育・保育給付認定申請書(1号用)

次のおお申請します。  
なお、市長が教育・保育給付認定に必要な世帯員の市町村民税に関する情報を利用することに同意します。

申請年月日 令和 〇年 〇月 〇日

フリガナ コロヤマ モモコ  
保護者氏名 **郡山 桃子**

〒 963-8601 電話番号  
住所 **郡山市朝日一丁目23-7 ニコニコアパート3号**  
父 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
母 △△△-△△△△-△△△△

フリガナ コロヤマ ガクと  
氏名 **郡山 がくと** 個人番号(マイナンバー) \*\*\*\*\*

申請児童 生年月日 平成 令和 **3年5月5日** 年齢 **3歳**

保護者との続柄 **長男** 小学校1年生から3年生までの兄弟姉妹の有無  なし (1人)  
兄弟姉妹における順番 **2人きょうだいの2番目** ※小学校には義務教育学校の前期課程を含む

世帯の状況 申請児童を除き、父母及び同居している全ての方を記入ください

フリガナ氏名	児童との続柄	生年月日	年齢	個人番号(マイナンバー)	勤務先又は学校名等	児童との同居
郡山 一	父	平成 令和 <b>2年4月18日</b>		*****	〇〇銀行	同居
郡山 桃子	母	平成 令和 <b>4年12月10日</b>		*****	△△△病院	同居
郡山 凜	姉	平成 令和 <b>28年7月7日</b>		*****	××小学校	同居
郡山 秀郎	祖父	平成 令和 <b>39年9月30日</b>		*****	□□会社	同居
郡山 梅子	祖母	平成 令和 <b>40年10月10日</b>		通知カードを紛失し、不明	無職	同居

※住民票と居住地が異なる場合、転居予定の場合  
住民票: 居住地・転居予定地:  
生活保護等の適用状況  適用なし  適用あり (年 月 日 開始)

児童及び同居家族の障害者手帳等の有無及び種類※  
 なし  あり (氏名 **郡山 梅子**) 種類 **身体障害者手帳**

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳、特別児童扶養手当、障害基礎年金を受けている場合

利用(内定)施設名

施設名	<b>さくら幼稚園</b>	所在市町村	<b>郡山市</b>
-----	---------------	-------	------------

利用(予定)期間 令和 **6年5月4日** から **就学の前月の末日まで** 令和 年 月 日まで

申請書提出者

氏名	<b>郡山 桃子</b>	住所	<input checked="" type="checkbox"/> 児童と同じ ※児童と別住所の場合は住所を記入
児童との続柄(母)			

・太枠内をペンで記入してください。  
・鉛筆、こすると消えるペン、ゴム印、スタンプ印は使用できません。  
・訂正は二重線で抹消してください。

自署以外の場合は押印してください。  
(ゴム印、スタンプ印は使用不可)

避難などにより、住民票と居住地の住所が異なる場合は、**両方の住所**を記入してください。

(住民票) 富岡町〇〇〇～  
(居住地) 郡山市△△△～

父又は母が申請園児と別居の場合は、別居している父又は母の住所を記入してください。

園児本人を除き、園児の父母と園児と同居している世帯員全員を記入してください。  
住民票で別世帯であっても、同じ家で生活している場合は同居扱いです。

マイナンバーが不明の場合は、その理由を記入してください。ただし、父母のマイナンバーが未記入の場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

施設名、利用(予定)期間、忘れずに記入してください。利用開始日は、3歳の誕生日前日以降の入園日を記入してください。

## 3

# 提出方法

(ア)～(ウ)のいずれかの方法で、提出してください。

(ア) 施設経由で  
提出する場合

必要書類を三つ折にして、封筒の窓から園児氏名が見えるようにし、配布された「施設提出用封筒」に密封して施設へご提出ください。

(イ) 保育課へ  
郵送する場合

各自で用意した封筒に入れ、切手を貼って保育課宛てに送付してください。

(ウ) 保育課に  
来課する場合

市役所西庁舎3階の保育課へ必要書類を持参してください。

## 新2号・新3号も必要な場合 幼稚園時間+預かり保育

教育・保育給付認定申請書  
(1号用)

水色の用紙

施設等利用給付認定申請書  
(新2号・新3号用)

オレンジ色の用紙

### 提出書類

◎追加で提出書類を求める場合があります。

- 保護者の本人確認書類の写し (運転免許証のコピーなど)
- 保護者のマイナンバー確認書類の写し (通知カードのコピーなど)  
※本人確認書類、マイナンバー書類は、申請書保護者欄の保護者分が必要です。
- 保育の必要性を証明する書類：同居する父母両方のもの  
※下記保育の必要性を証明する書類一覧を参照の上、ご用意ください。
- ひとり親世帯の場合 **戸籍謄本** (児童が記載されたもの)

### 保育の必要性を証明する書類一覧

保育を必要とする理由	保育の必要性を証明する書類	備考
就労 (会社勤務、育休、自営業等)	就労証明書〔指定様式〕 ※自営業の場合、確定申告の写しを併せて提出。 開業したばかり等の場合は、開業届の写しまたは 営業許可証の写しで代用可。	勤務先で発行を依頼し、4か月以内に証明され たものを提出してください。※
妊娠・出産	出産児童の母子手帳の写し	表紙と出産(予定)日の部分の写し
求職活動	就労予定申立書〔指定様式〕	求職活動を行う保護者をご自分で記入してくだ さい
同居親族の介護・看護	介護・看護を受ける同居者の診断書(原本)又は障 害者手帳等の写し	別居親族の介護・看護は対象外
保護者の疾病・障がい	診断書(原本)又は障害者手帳等の写し	診断書は保育ができない又は困難であることが 記載されているもの
就学 (職業訓練含む)	在学証明書又は学生証の写し+時間割 (職業訓練の場合は受講決定通知+時間割)	時間割はカリキュラムやスケジュール等がわか るもの

施設等利用給付認定申請書(新2号・新3号用)

申請年月日 令和 〇年 〇月 〇日

施設名 事業名	<b>こども幼稚園</b>	施設所在市町村	令和 6年 4月 1日
フリガナ	コホリヤマ オンブ	施設利用開始日	令和 6年 4月 1日
申請児童 氏名	<b>郡山 音符</b>	児童の個人番号 (マイナンバー)	
		児童の生年月日	令和 元年 5月 13日
保護者 氏名	<b>郡山 一</b>	申請児童との 続柄	<input checked="" type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他( )
住 所	〒963-7501 <b>朝日三丁目11-7 ニュニコアパート3号</b>		
1月1日現在の住所	<input checked="" type="checkbox"/> 同上 <input type="checkbox"/> 別住所(郡山市以外の場合は1月1日現在の住所を記入)		

※保育の必要性を証明する書類は、認定開始日の  
4か月以内に証明されたものを提出してください。  
※令和6年4月入園の場合は、令和5年10月以降に  
証明されたものを提出してください。  
※就労証明書や就労予定申立書の様式は、市ウェブ  
サイトからダウンロードすることが可能です。

住所や世帯員などの記入方法は、左ページ「1号(教  
育・保育給付認定申請書(1号用))」の記入例を参  
照してください。

3歳未満の市民税非課税世帯(施設等利用給付認定  
新3号)で申請する場合には、非課税世帯に該当して  
いることを確認し、にチェックを入れてください。

## 4 提出期限

### 入園前に申請書類の提出が必要です。

申請書類を提出せずに認定を受けない場合は、無償化の対象とはなりません。  
ご注意ください。



対象園児	提出期限
令和6年4月新規入園児	<u>令和5年12月22日(金)</u> ※令和5年1月以降に入園が決まった場合は <u>令和6年3月6日(水)</u> までにご提出ください。
年度途中入園児	入園日の前日

## 5 認定こども園 幼稚園部分（1号）と保育所部分（2号・3号）の違い

	幼稚園部分（1号）	保育所部分（2号・3号）
入園（所）の決定	園へ入園申込みを行い、園で入園児童を決定する。	保育課または園へ入所申込を行い、市で選考を行い、利用児童を決定する。
無償化対象児童	3歳以上の児童 （3歳の誕生日前日と入園日のいずれか遅いほうから1号認定）	年度の4月1日現在年齢が3歳以上の児童 ※年度の4月1日現在年齢が2歳以下の児童は、無償化対象外。父母の市民税所得割額に応じた保育料が保護者負担となります。
無償化対象部分	幼稚園時間分の保育料	保育標準時間(11時間)又は保育短時間(8時間)の保育料
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新2号・新3号認定をお持ちの方は、預かり保育の無償化対象ですが、利用日数により算定される額と園の預かり保育料金の差額が生じる場合、差額は保護者負担です。</li> <li>・土曜日や長期休業期間は、幼稚園部分ではなく、預かり保育となります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所申込をしても、必ずしも利用希望月から入所できるとは限りません。</li> <li>・「郡山市認可保育施設入所案内」を参照の上、申込期限までに申請書類を第一希望施設又は郡山市保育課へ提出してください。</li> <li>・幼稚園部分(1号)に入園後、保育所部分(2号・3号)に入所申込みすることもできます。</li> </ul>

	朝	13:30頃	夕方
幼稚園部分	1号（幼稚園時間）		新2号・新3号（預かり保育） ※保育の必要性必要（父母）
保育所部分	2号・3号（保育標準時間（11時間）または保育短時間（8時間）） ※保育の必要性必要（父母、65歳未満の祖父母）		
			3号・・・3歳の誕生日の前々日まで 2号・・・3歳の誕生日の前日から

## 6 Q & A

### Q1 無償化はどのように行われますか？

A 1号（幼稚園時間）の保育料は、市が施設へ支払う給付費に含まれるため、保護者負担はありません。預かり保育料は、次のどちらかの方法で実施します。郡山市内の新制度幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）は施設で代理受領を行います。

実施方法	内容
施設で代理受領	保護者が保育料を施設に納付する代わりに、無償化対象額を施設が市に請求して、代理で受領する方法です。ただし、月上限額を超える差額は保護者負担のため、施設へ納付してください。
保護者が後日請求	施設へ保育料を納入し、市に対して「無償化分の給付費の請求」を行う償還払いの方法です。市から該当保護者あてへ請求書類を送付します。

### Q2 無償化の認定は、いつまで有効ですか？

A 市で決定した認定期間まで有効です。「1号」は、幼稚園に継続在園する限りは小学校就学前までの期間で認定します。「新2号・新3号」は、保育の必要性に応じて市で認定期間を決定します。

### Q3 市民税非課税世帯とはどのような世帯ですか？

A 園児の父母の市民税が非課税の世帯です。なお、父母の収入状況により園児と同居する祖父母などの市民税も合算して判定する場合があります。

問合せ先 郡山市保育課 TEL 024-924-3541  
〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号  
(郡山市役所 西庁舎3階)



市ウェブサイト  
QRコード



紙へリサイクル可

環境にやさしい植物油インキを使用しています。